⑵　（控除）自己収入等			
診療業務収益	△ 744,643,017,979		
教育研修業務収益	△ 4,170,890,277		
臨床研究業務収益	△ 4,983,751,787		
その他経常収益	△ 3,897,187,997		
臨時利益	△ 213,680,848	△ 757,908,528,888	
業務費用合計			20,113,344,119
Ⅱ　損益外減価償却相当額			
損益外減価償却相当額		2,257,895,005	
損益外固定資産除却相当額		△ 1,294,811,754	963,083,251
Ⅲ　損益外減損損失相当額			
損益外減損損失相当額		475,600,651	475,600,651
Ⅳ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	87,777,387		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	3,595,412,634		3,683,190,021
Ⅴ　行政サービス実施コスト			25,235,218,042

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	２～68年
医療用器械備品	２～15年
その他器械備品	２～15年
車両	２～６年
放射性同位元素	２～４年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。ただし、独立行政法人化前に発生した役職員の退職給付のうち、運営費交付金により財源措置がなされる額については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

６．損害補償損失引当金の計上基準

医療賠償等による損害賠償金の支払に備えるため、個別に発生可能性を検討し、その経過等の状況に基づき損失負担見込額を計上しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法によっております。

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法

９．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって定額法により償却しております。

10．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年３月末利回りを参考に1.340%で計算しております。

⑶　政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年３月末利回りを参考に1.340%で計算しております。

11．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

12．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13．固定資産の減損の処理方法

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。

また、独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第77号）により、減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる償却資産については、固定資産減損損失は計上せず、資産の減損額と同額を資本剰余金に対する控除として計上しております。

＜会計方針の変更＞

（独立行政法人会計基準の改訂に伴う債券発行差額）

前事業年度まで投資その他の資産に計上していた「債券発行差金」は、当該事業年度から流動負債及び固定負債に「債券発行差額」として表示しております。これにより、前事業年度までに比べ、固定資産が860,000円、流動負債が100,000円、固定負債が760,000円それぞれ減少しております。